

ハイライト:

- ・個人の方が上場株式等を保有・売却した場合
- ・贈与税の非課税に関する特例制度があります

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

今年の夏は集中豪雨、長雨、地震災害と続き、からっと晴れた夏らしい日が少なかった気がいたします。最近では朝晩が涼しくなり秋を感じるようになりました。第39号では、平成21年度確定申告に向けて、変更された特例制度等を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



目次:

ご挨拶	1
金融・証券税制について	1
住宅取得等の贈与税の非課税枠について	2

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)  
中村友理香(埼玉事務所)

### 金融・証券税制について(^\_^)

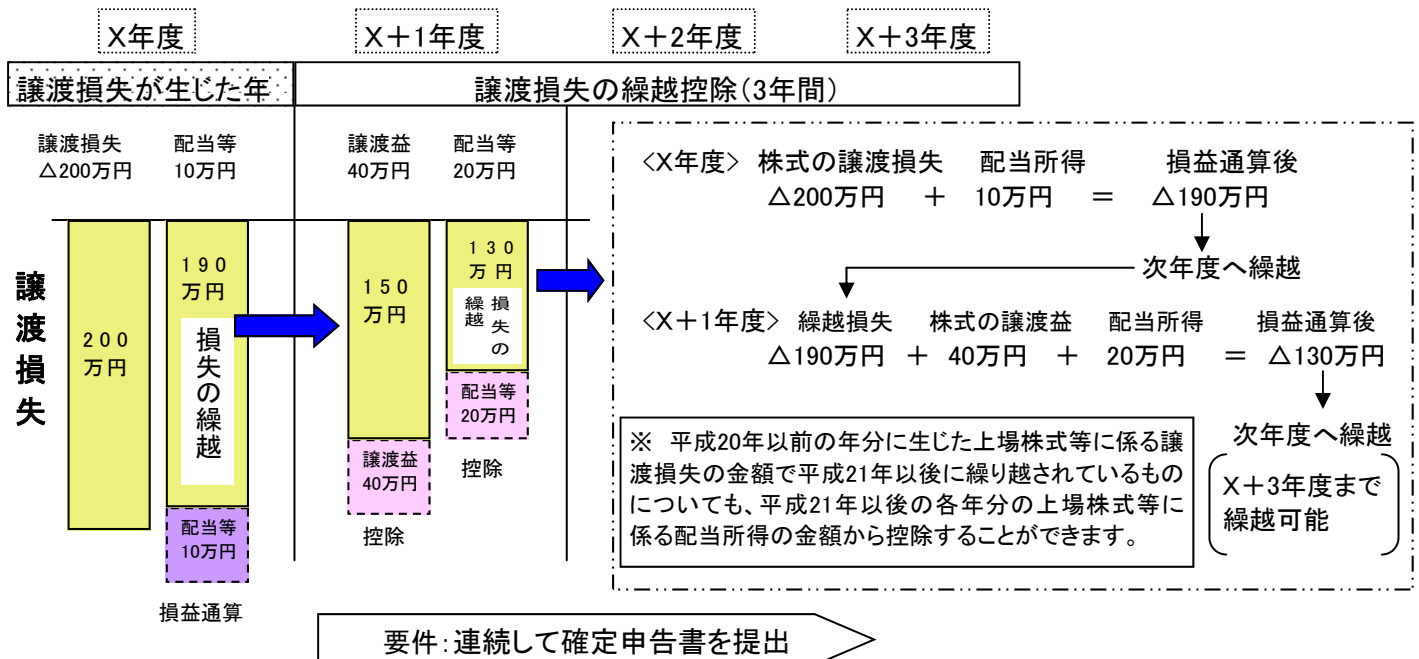
#### ☆上場株式等の配当及び譲渡益について

現行の10%軽減税率が3年間延長になります。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間、配当所得(大口株主等以外)及び譲渡所得に対する税率が10%(所得税7%、住民税3%)になります。平成24年以降に支払を受けるものについては、20%(所得税15%、住民税5%)の税率になります。

#### ☆損益通算の特例の創設

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

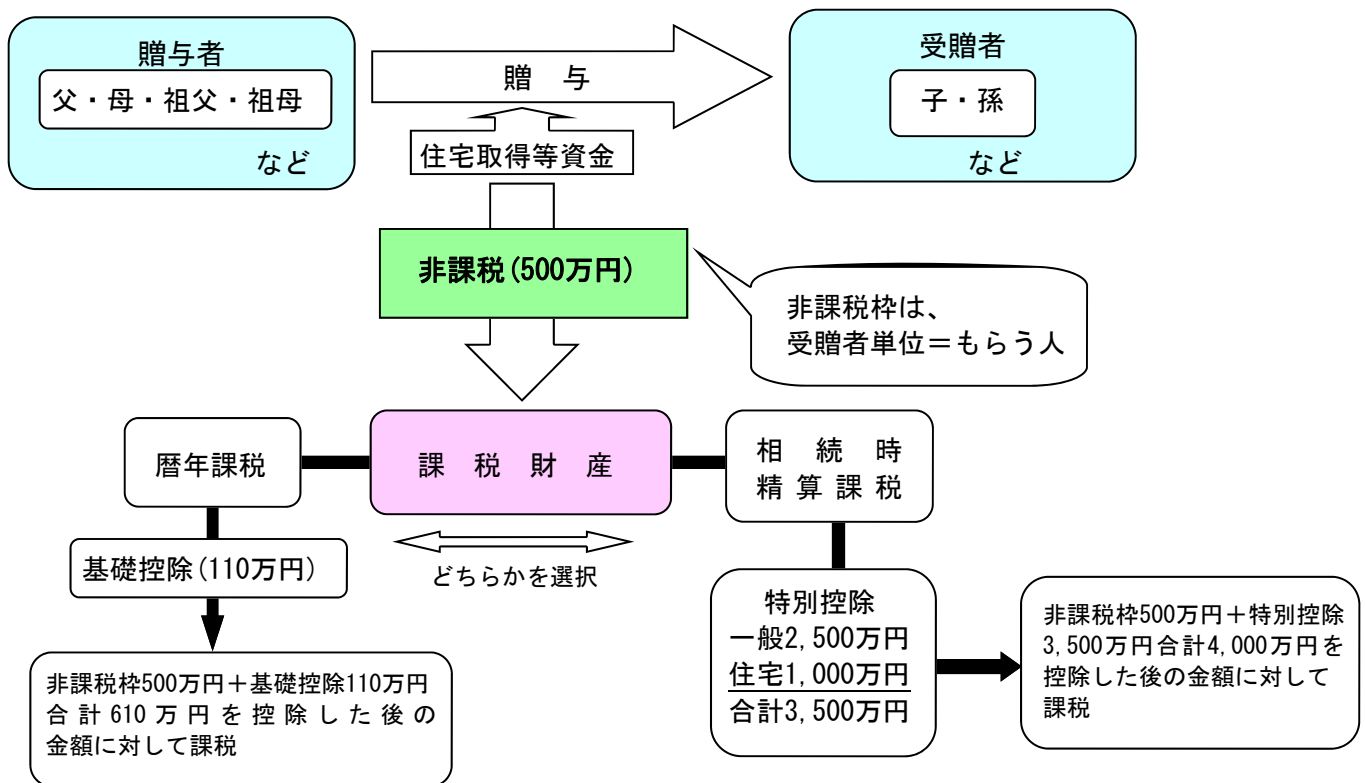
平成21年以後の各年分について、上場株式等を金融商品取引所等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)の金額との損益通算及び繰越控除(3年間)ができるようになりました。



## 住宅取得等の贈与税の非課税枠について(^\_^)

今年の税制改正で追加経済対策として、贈与税の非課税に関する特例が創設されました。この特例は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に住宅を取得等するための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます）の贈与が父母や祖父母等直系尊属との間であった場合には、一定の要件を満たす時は、その住宅取得等資金のうち500万円まで（2年間合計）の金額について贈与税が非課税となる制度です。

この特例は、暦年課税または相続時精算課税のいずれの贈与でも適用できます。



### <参考>

- ・この特例を受ける場合は、申告期限内（贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで）に申告書及び添付書類などを提出する必要があります。
  - ・住宅取得等資金により住宅の取得又は増改築等をした場合、贈与のあった年の翌年3月15日までに居住することになっています。
  - ・住宅取得等資金の贈与は、直系尊属からの贈与が対象ですから、配偶者の父母・祖父母は対象になりません。
  - ・非課税枠は受贈者単位になります。
- 例えば、父から500万円、母から300万円の住宅取得等の贈与があったとしても非課税となるのは合計500万円までになります。
- ・住宅ローンの返済や土地の取得（建物と同時の取得は可）の資金に対する贈与には適用はありません。
- 季刊誌第38号も合わせてご参照下さい。



### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。